



去る令和7年2月20日(木)に開催された標記会議内容についてお知らせします。

議題 1. 総合型地域スポーツクラブ全国協議会 諸規程の改定について

(1)「登録規程」、「登録クラブ個人情報の取扱いについて」(認証制度の施行に伴う改定)

事務局から改定内容について説明し、協議の結果、改定案が承認された。なお、施行日は令和7年2月20日とする。

●「登録規程」の改定内容

登録規程 第9条(遵守事項)第3号において、「登録審査手続において、虚偽の申告や不正な手段を用いないこと」と定めているが、認証制度の運用開始に伴い、対象となる遵守事項に認証審査手続が追加されることから、「登録審査手続及びタイプ別認証手続」に変更した。

なお、認証申請書においても登録規程の遵守事項に従うことの誓約欄を設けることとする。

〈主な意見〉

○この規程の遵守事項に基づき処分となることを考慮すると、具体的に内容を記載した方が良い。

【改定内容】

・登録規程 第9条(遵守事項)

(改定前) (3)登録審査手続において

(改定後) (3)登録審査手続及びタイプ別認証手続において

附則(令和7年2月20日)

1 令和7年2月20日に第9条を改定。この改定は、令和7年2月20日から施行する。

●「登録クラブ個人情報の取り扱いについて」の改定内容

「1.個人情報の利用目的について」において、認証制度の運用に伴い、利用の範囲にタイプ別認証申請
手続が追加されることから、「タイプ別認証に係る手続」を追加した。

〈主な意見〉

○申請に限らず登録全体に係る手続きに個人情報を用いるのであれば、登録に関しても統一して「登録に係
る手続き」とし、認証に関しては「タイプ別認証に係る手続き」とした方が良いのではないかと。

【改定内容】

・「登録クラブ個人情報の取り扱いについて」

1. 個人情報の利用目的について

取得した個人情報は、以下の利用目的の範囲内で利用します。

(改定前)・登録クラブ登録手続

- ・登録状況の確認
- ・研修会開催案内等の送付
- ・登録クラブに有益だと考えられる各種情報の提供
- ・登録クラブに対するサービス向上等を目的とした調査
- ・その他、登録クラブの登録業務に関連して必要な場合

(改定後)・登録に係る手続

- ・登録状況の確認
- ・研修会開催案内等の送付
- ・登録クラブに有益だと考えられる各種情報の提供
- ・登録クラブに対するサービス向上等を目的とした調査
- ・タイプ別認証に係る手続
- ・その他、登録クラブの登録業務に関連して必要な場合

(2)「登録認定細則」(登録認定証の JSPO 会長名の追加)

事務局から、令和6年12月18日に開催した第4回常任幹事会において承認された登録クラブの登録認
定証に日本スポーツ協会会長名を併記することに伴う登録認定細則の改定について説明し、協議の結果、承
認された。

【改定内容】

・「登録認定細則」第5条(登録料の收受及び認定証の発行)

(改定前)全国協議会は前条の通知を発信した後、登録認定リストに記載の総合型地域スポーツクラブ(以下
「総合型クラブ」という。)に対して全国協議会幹事長名による認定証を発行する。

(改定後)全国協議会は前条の通知を発信した後、登録認定リストに記載の総合型地域スポーツクラブ(以下
「総合型クラブ」という。)に対して公益財団法人日本スポーツ協会会長名及び全国協議会幹事長
名による認定証を発行する。

附則(令和7年2月20日)

1 令和7年2月20日に第5条を改定し、令和7年2月20日から施行する。

議題 2. 令和 7 年度総合型地域スポーツクラブ育成計画・予算について

事務局から、令和 7 年度総合型地域スポーツクラブ育成計画・予算において、認証制度の審査料や認証料の追加等、第 5 回常任幹事会からの変更点を説明した。協議の結果、提案の通り承認された。

本件については、令和 6 年度第 2 回総会および第 4 回地域スポーツクラブ育成委員会において審議し、最終的に令和 7 年 3 月 5 日(水)開催の日本スポーツ協会理事会にて審議する。

〈意見〉

なし

議題 3. ブロック別クラブネットワークアクションについて

事務局から、ブロック別クラブネットワークアクションについて、令和 7 年度実施要項の参加者にスポーツ少年団関係者、スポーツ推進委員を追加することについて説明し、協議の結果、承認された。参加者募集の際は、都道府県スポーツ協会等を通してスポーツ少年団関係者等に対しても周知を行っていく予定である。

また、ブロック別クラブネットワークアクションの在り方に関するその他の事項に関しては、令和 8 年度からの見直しに向けて次回以降の常任幹事会にて引き続き協議する。

〈意見〉

なし

報告 1. 「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」認証制度について

事務局から、「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」認証制度について、都道府県総合型クラブ連絡協議会の役員・担当者、都道府県スポーツ協会担当者、都道府県行政担当者等に対して実施した認証制度に関する説明会で出された意見を踏まえ、認証の手続きフローや審査結果のフィードバック等、今後検討が必要な事項について報告した。検討事項については、次回以降の常任幹事会において協議する。

〈意見〉

○都道府県協議会レベルでは、どのように説明会を実施していく予定なのか、各常任幹事で把握していることなどはあるか。

○自ブロックでは、代表委員でオンライン会議を行った。そこで認証制度について議論したが、実施について反対意見は無く、まずは認証制度を運用しながら改善していく必要があるという意見が出た。

○県内のクラブにどう周知するかという話は県レベルでは出ているが、ブロックでの話し合いは行っていない。

○要所で認証制度について話をする機会はあるが、地域によって認証制度への興味・関心に温度差はあるが、まずは運用を開始してみて、そこから課題も見えてくるのではないか。

○各都道府県の意見を聞くことができるため、ブロックごとに話し合う機会を設けていくことは重要である。

報告 2. 令和 6 年度 SC 全国ネットワーク第 2 回総会の取り進めについて

事務局から、令和 6 年度 SC 全国ネットワーク第 2 回総会の取り進めについて報告した。また、総会において事務局から登録・認証制度の意義について説明することについて承認を得た。

〈主な意見〉

- 個々のクラブに、自クラブだけでなく全国のクラブのことも考えるようお願いすることは、ハードルが高いという声も挙がるかもしれない。その時に都道府県レベルの組織が重要になってくる。各クラブに努力を求めるのもそうだが、全国協議会としてマイクロマクロな視点を持って支援策を考えていく必要もあるのではないか。
- 中間支援組織である都道府県スポーツ協会が行う地域のスポーツ環境基盤強化事業の役割は大きい。登録制度があるからこそ、基盤強化事業を実施することができている。基盤強化事業では、未登録クラブも支援を受けている。未登録クラブは登録クラブに支えられている、という意識を持ってほしい。また、都道府県連絡協議会としても未登録クラブへのサポートは引き続き行っていく必要がある。
- 先進的に活動しているクラブがほかのクラブをサポートしていく形も重要ではないか。
- 基盤強化事業の目的や意義について、都道府県スポーツ協会の理解が不足しているように感じる。

報告 3. スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの連携促進に向けた取組について

事務局から、総合型クラブとスポーツ少年団の連携体制の構築について、去る 1 月 27 日に実施した第 2 回連携促進会議について報告した。

〈主な意見〉

- 会議のメンバーには、スポーツ少年団や総合型クラブ関係者以外の様々な方がいて議論の内容も新鮮だった。スポーツ少年団側も総合型クラブ側もお互いのことを正しく知らない現状があるので、自分たちの組織およびお互いのことを知る機会が必要だと思う。
- 都道府県にはこの連携についてどのように告知がされているのか。

【事務局】

具体的な取組内容までは情報提供ができていない。総合型クラブやスポーツ少年団の関係者の方々から最終形が見えないという意見もいただいているので、最終形の示し方については考えないといけない。

- 基盤強化事業において都道府県スポーツ協会が実施している連絡会議にはスポーツ少年団や総合型クラブ等様々な組織体の関係者が出席している。この会議も連携のきっかけになるのではないか。また、スタートコーチ(ジュニア・ユース)やアシスタントマネージャー等、これまで片方の組織体にしか周知されてこなかった資格取得の呼びかけを両組織に行っていくことも必要だと思う。
- 自分の地域では地域クラブ活動移行をきっかけにして、市レベルの組織連携が進んでいる。現場レベルでの連携も必要である。
- 連携が進むという形がイメージできない。連携がうまくいっているところもあるが、連携という話すらないところもある。
- 連携促進会議では、マネジメントという視点においてスポーツ少年団と総合型クラブに違いがあるという意見も出た。今後、具体的な取組を考えていくうえで、まずは地域で課題感を共有する場を作ることが必要ではないか。その先により良い地域スポーツ環境ができると思う。また、JSPO 内でも部署によって認識の差があるため、そのすり合わせも必要である。
- 連携促進会議では、共通の理念を共有して進めていくべきであるという意見や、生涯スポーツという共通す

るキーワードのもとに一緒に地域全体のスポーツ環境をどうしていくかという視点を持って話し合っていく必要があるという意見が挙げられた。

報告 4. JSPO スポーツ情報システムについて

事務局から、JSPO スポーツ情報システムの方向性について、一元的なアクセスを実現するオンライン窓口として「MyJSPO(マイジェイスポ)」の開発に関する進捗状況を報告した。

〈意見〉

なし

報告 5. 「JSPO における子どもに対する性暴力防止に向けた対応方針」の策定について

事務局から、令和 6 年 6 月に公布された「子ども性暴力防止法」の施行に先立ち、「子どもたちが安全・安心にスポーツを継続して楽しむことができるよう、子どもたちのスポーツ環境の健全性と安全性を確保すること」を目的に、「JSPO における子ども性暴力防止に向けた対応方針」を策定したことを報告した。

具体的な取組は、こども家庭庁による法施行に向けたガイドライン等の策定等が進み、詳細が明らかになってから検討することとする。

〈意見〉

なし